

青森競輪場のガス爆発事故に関する損害賠償請求訴訟の概要

1. 事件の表示

- (1) 裁判所 青森地方裁判所
- (2) 事件番号 平成27年(ワ)第122号
- (3) 訴状提出 平成27年7月24日(8月10日 請求内容の一部訂正)
- (4) 事件名 損害賠償請求事件
- (5) 当事者 原告 軽食喫茶経営者、従業員 計4名
被告 青森市、日本トーター(株)、青ガス興業(株)

2. 訴状における原告らの主張

- (1) 平成24年8月18日午後3時20分ころ、青森競輪場メインスタンド3階軽食喫茶内のガス管付近において、ガス爆発事故が発生し、原告らは熱傷などの損害を被った。
- (2) 青森競輪場は青森市が設置したものであり、本件ガス管の設置・管理も当然青森市が行うことになるが、青森市は、ガス管を補修するなどのガス漏れに対する十分な安全対策をとっていなかった。
- (3) 日本トーター(株)は、青森市から委託を受け青森競輪場の施設管理を任せ、ガス漏れやガス爆発等が発生しないように管理点検をしなければならないが、本件ガス管につき何らの補修等がなされていなかった。
- (4) 青ガス興業(株)は、日本トーター(株)との間でLPガス供給設備の点検を必要に応じて実施することになっているが、本件ガス管につき何らの設備点検をしていなかった。

このため、被告らに、連帯して損害賠償額を支払うことを求める。

3. 損害賠償請求額

ガス爆発事故により負ったケガの治療費、慰謝料、店舗損害、休業損害など
合計15,902,725円

4. 訴訟経緯

- 平成27年8月12日 青森地方裁判所から市に訴状が送達された。
- 平成27年9月4日 市から青森地方裁判所に答弁書を提出した。
- 平成27年9月9日 第1回口頭弁論実施。
- 平成27年10月22日 第1回弁論準備実施。
- 平成27年12月11日 第2回弁論準備実施予定。